



中津市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年2月21日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

課 名：社会教育課 生涯学習推進室

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
(1)団体事務局について (決裁) 団体事務局での文書受付や決裁伺いを行っていないものが見受けられた。団体事務局においても、その権限に属する事務の処理について、文書收受や最終的に意思決定を行う決裁が必要である。決裁には、市の様式に準じた団体専用の起案用紙を使用し、市職員と外郭団体の事務局職員としての役割の区別化を徹底されたい。 (現金払い・財務伝票) 現金払いが多く見受けられた。公金の取扱い等にかかる指針では、「職員が可能な限り現金等に直接触れない仕組みを構築する」、さらに「各種団体事務局等に支出した現金等においても権限の範囲において、市の公金と同様、指針に沿って適正管理を行う旨留意すること」と示されている。各団体の会計処理は市職員が努めており、職員が管理している公金である。公金管理の適正化の観点から、職員ができるだけ直接現金に触れないよう、原則振込払いとし、やむを得ず現金払いとなった場合は、資金前渡伝票等による起票を行うなどの事務改善を求める。 また、出納簿はあるものの、収入・支出・資金前渡伝票等がない団体が1団体見受けられた。市職員として団体の準公金の取扱いを行っていることを十分に留意し、入出金伝票等の起票を行い、起票者以外の者が決裁を行う等、複数チェック体制の確立に向けた会計事務の見直しを求める。 (源泉徴収) 源泉徴収していない謝金や支払調書を送付していない支払いが見受けられた。源泉徴収が必要な謝礼等については源泉徴収を行い、本人へ支払調書を送付するよう適正な事務処理に努められたい。	今回の指摘を受けて、文書の確認を行いました。確かに、団体事務局での意思決定についての決裁伺いがないものがありました。 今後は、市の様式に準じた団体の起案用紙を使用し、意思決定を行い、市職員と外郭団体の事務局職員としての役割の区別化を徹底いたします。 ご指摘のとおりです。直接現金に触れないようにするため、今年度中に見直しを行い、振込払いができる項目を明らかにします。また、現金払いとして残ったものについては、資金前渡伝票による起票を行い、複数人でチェックします。 また、生涯学習センターの事業についても、入出金の伝票の起票を行い、起票者以外の者が複数人でチェックします。 ご指摘の通り、源泉徴収をしていない謝礼等がありました。また、支払調書は一部の支払いについて送付していませんでした。次回より源泉徴収が必要な謝礼等については源泉徴収を行い、本人へ支払調書を送付するよう適正な事務処理に努めます。	